

道路小規模構造物個別施設計画

令和7年4月

和歌山県御坊市

1. 対象施設

この施設計画の対象となる道路小規模構造物は、道路法第2条第2項に基づく御坊市道路管理者が管理する道路附属物とする。

御坊市道路管理者が管理する道路附属物は以下のとおり。

- (1) 道路側溝（水路）
- (2) 防護柵
- (3) 道路反射鏡
- (4) 道路照明（街路灯を含む）
- (5) 道路標識
- (6) その他御坊市が管理する道路附属物

2. 現状

2.1 管理道路の現状

(1) 管理延長と路線数（R5.3時点）

道路区分	管理延長（km）	路線数（本）
1級市道	30.950	19
2級市道	34.543	25
その他市道	178.489	643
計	243.982	687

2.2 小規模構造物の現状

御坊市が管理する道路小規模構造物の多くは、建設から長い年月が経ったものが多く、老朽化が進行している。

3. 維持管理の基本的な考え方

3.1 基本方針

道路小規模構造物の個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、第三者への被害を発生させず、安全で合理的な管理を目指す。

3.2 点検方法・点検頻度

種類	点検方法	点検頻度
道路側溝	目視点検	巡視の機会を通じた状況の把握
防護柵	目視点検	巡視の機会を通じた状況の把握
道路反射鏡	目視点検	巡視の機会を通じた状況の把握
道路照明	目視点検	巡視の機会を通じた状況の把握
道路標識	目視点検	巡視の機会を通じた状況の把握
その他	目視点検	巡視の機会を通じた状況の把握

4. 計画期間

当該個別施設計画の計画期間は5年とする。

ただし、緊急を要する構造物が発生した場合は、その都度更新を行うこととする。

5. 対策の優先順位（補修計画の方針）

構造物の損傷状況、第三者への被害の深刻度、路線の重要性、交通量を考慮し補修の優先順位を決定する。

優先順位については、評価により決定する。

評価 A：優先順位 高

評価 B：優先順位 中

評価 C：優先順位 低

6. 小規模構造物の状態

令和7年3月末までに点検した小規模構造物点検結果は以下のとおり

種類	点検数量	要対策	備考
側溝	225	14	
防護柵			
道路反射鏡			
道路照明			
道路標識			
その他			

7. 対策内容と実施時期

別紙及び別図のとおり。

修繕が効果的に実施されるように、その損傷等に最も適した対策・方法・時期を決定する。

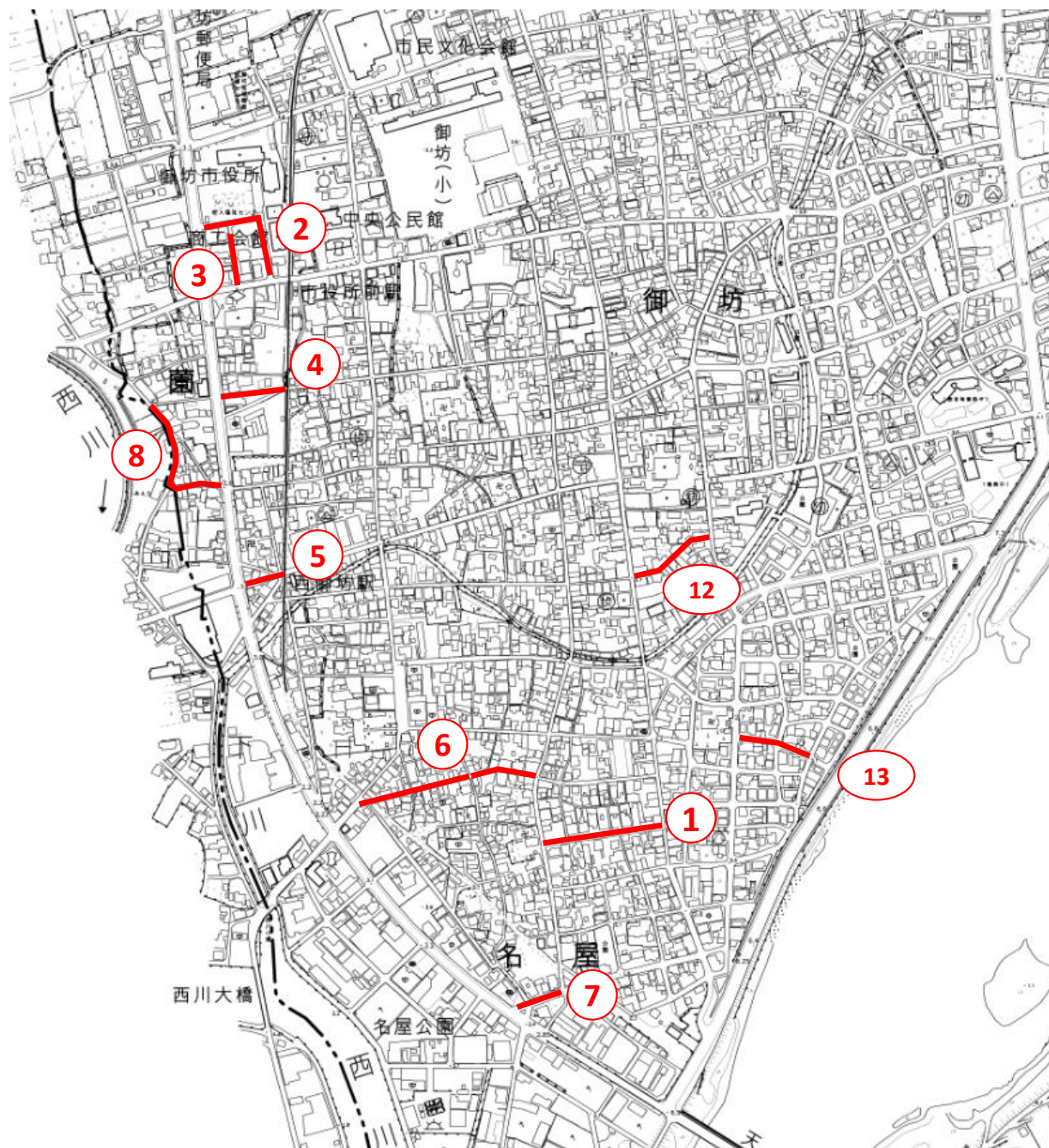
8. 記録

点検及び撤去・更新、廃止等を行った際には、その内容と実施時期等の履歴を確実に記録し、これを補完する。

(別紙 1)

対策が必要な箇所一覧

番号	種類	路線名称	延長 (m)	評価	措置内容	実施時期	備考
1	側溝	南検通線	280	A	水路改修	R6～R9	
2	側溝	市役所前通線	300	A	水路改修	R5	
3	側溝	市役所前通支線	150	A	水路改修	R5	
4	側溝	吉原通線	120	A	水路改修	R5	
5	側溝	松原通 1 号線	100	B	水路改修	R7～R8	
6	側溝	日ノ出町線	430	B	水路改修	R7～R9	
7	側溝	名屋中道線	80	B	水路改修	R6～R8	
8	側溝	岬通西ノ丁支線	110	A	水路改修	R6～R9	
9	側溝	南塩屋森岡線	220	A	水路改修	R6～R9	
10	側溝	南塩屋海浜線	90	A	水路改修	R6～R9	
11	側溝	尾ノ崎下楠井 7 号線	400	B	水路改修	R6～R9	
12	側溝	南横町線	110	A	水路改修	R7～R9	
13	側溝	藺 10 号線	180	B	水路改修	R7～R8	
14	側溝	中道大池線	30	B	水路改修	R7～R9	
15							
16							
17							
18							
19							
20							



箇所図2/3

